

富士見市の協働によるまちづくり
事業の推進にむけた提言書
～協働事業提案制度について～

平成 25 年 5 月 14 日

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会

目 次

はじめに	1
1. 協働事業提案制度とは	2
2. 協働事業提案制度の意義	2
3. 基本的なスタンス	3
4. 協働事業提案制度の概要	4
・事業区分	4
・手続きの流れ	9
・審査のポイント	10
・協働事業実施の経費	10
5. 協働事業実施の際の課題と期待される効果	12
おわりに	13
附属資料	14

富士見市協働事業提案制度の検討報告

はじめに

富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会では、市民の市政への参画を推進するために、市民が市と協働して実施する事業を提案する「協働事業提案制度」について、協議を進めてきました。

地方分権改革が進み、自分たちの住むまちのことは、自分たちで決め、よりよいまちを作っていこうと市民と行政の新たな関係のもとで、いかに住みよいまちづくりを進めていくかという市民自治の力が問われています。あいまって平成16年に施行された富士見市自治基本条例の市民参加と協働のまちづくりの取り組みは、市民力を測る一歩であり、市民と行政間の協力・連携を生み出す大きな前進でした。

さらに時代は、少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化、大震災を契機とした助け合い、ワーク・ライフ・バランスの実践など、人々のニーズは多様化複雑化し、地域ごとにきめ細かなサービス提供が求められています。

この協働事業提案制度は、市民と市が計画段階から協議し、お互いの責任と役割分担を明確にして事業に取り組むことによって、公共的課題の効果的な解決を図り、協働のまちづくりを推進することを目的としています。

そこで私たち市民懇談会では、人が人を支えるという市民力をもう一歩前進させたいと考えました。市民意識調査結果によると、地域活動に対し「知り合いも参加しているなら参加したい」「活動内容によっては参加してもいい」など前向きな意向が半数以上となっています。興味や関心はあるものの、具体的に行動に踏み出していない市民を実践に引き込むのは、まちづくりの活動を実践している市民が、楽しく実りある活動や結果を出すことではないでしょうか。

市民自治の実現のために、この制度を積極的に活用し、市民の持つ創意と意欲を活かし、「人と人との絆と和」がつくる新たな協働事業が、心の豊かさを実感できるまちづくりにつながることを期待します。

1. 協働事業提案制度とは

『協働事業提案制度』は、市民からの「提案」をきっかけとし、「協働」という一つの手法によって、市民と行政がともに考え、ともに行動しながら、多様化・複雑化する地域の課題や地域住民のニーズを効果的に解決していく満足度の高い公共サービスを提供するための仕組みです。

厳しい経済情勢や情報化社会の進展、市民の生活形態の変化などを背景に、これまでの行政主導によるまちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくことが難しくなっていることから、そこに暮らす人々が本当に望む「まち」を作っていくためには、市民参加による協働のまちづくりがどうしても必要となっています。

2. 協働事業提案制度の意義

～協働のまちづくり～（富士見市自治基本条例から）

市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ること。

協働のまちづくりを念頭に、富士見市基本構想のまちづくりの基本理念に基づき、市民の意思を反映させた政策や事業を実施することを目的とし、市民と行政の適切な役割分担のもと、協働のまちづくりの実現を目指します。

イメージビジョン

- 1 富士見市に住んでいる人、町会、NPO、ボランティア、学校、企業、市内に働きに来ている人や市内に通学している学生等も含め、様々な主体が立場や特性を尊重しあい、協働のまちづくりの意識を高め、連携し協力して継続的にまちづくりを進める。
- 2 市民のアイデアや発想をまちづくりに生かし市政運営に取り入れることによって、市民と行政の協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの醸成とネットワークづくりを進める。
- 3 自然の営みは、人々の心にうるおいとやすらぎを与え、日常生活においてまちづくりのアイデアやひらめきを生み出すことから、協働事業と自然環境保護につながるまちづくりを進める。

3. 基本的なスタンス

制度の考え方

第5次基本構想における3つのまちづくりの基本理念のもと、市民自治の推進のためには、内に秘めた市民力を生かす市民参画の推進が大前提であり、重点は市民と市の協働事業である。まちの長所短所を認め助け合い、市民の知恵と発想がまちを良くする富士見市にあった「協働事業提案制度」を作る。それには、誰でも、気のあった仲間同士で、気軽に提案できるようにする必要がある。また、参加するだけで楽しい地域のイベントはたくさんあるが、協働のまちづくりのビジョンを達成するためには、自分たちのまちは自分たちでつくり、携わった者がその過程において地域に貢献する喜びを共感しあうことが大切である。

4. 協働事業提案制度の概要

■ 事業区分 ■

3つの制度に区分し、広く市民が関係する公共的な課題について、市民と市の協働により解決しようとする事業を対象とします。また、課題解決の取組みが市外において実施される場合でも、市内において事業の効果が期待できる場合は、対象とすることもあります。

この提案制度は3つに区分し、提案者が主体的に協働事業を実施する。

(1) 市民提案型

- ・市民が、公共的な事業を企画し、協働により実施する。

(2) 行政提案型

- ・市が、事業の実施を市民団体に広く呼びかけ、市民の参画を促す。

(3) アイデア提案型

- ・公共的な事業のアイデアを成長させ、市民提案もしくは行政提案に結び付ける。

【市民提案型・行政提案型共通】

応募資格	<ol style="list-style-type: none">1. 市と協働して主体的に事業を遂行できる能力があること。2. 市内において活動している2人以上の団体であること。3. 団体の規約は、特に定めていなくても問題ない。4. 公序良俗に反しない活動をしている団体であること。5. 政治・宗教団体のほか、営利を目的とする団体は対象外とする。 <p>● 複数の異なる要件を設けることは、応募に対し躊躇する気持ちが生じてしまうため、配慮が必要です。</p>
対象となる事業	<ol style="list-style-type: none">1. 市内で実施する事業であること。 <p>● 対象となる事業は、市民の利益につながり公益上の必要性がある事業であり、市民と行政が、互いに主体性を持って企画、立案、遂行を協働で行います。</p> <p>● 富士見市内の事業を基本としますが、近隣市町周辺や近隣市町合同の事業についても、富士見市民に利益が考えられる場合は協働事業の対象とします。</p>

<p>募集する事業要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 提案団体自らが参加し市内で実施する公益的な事業 2. 協働の効果や成果が期待でき、市民サービスの向上を図ることができる事業 3. 市と協働で実施することにより、より高い効果（相乗効果）が期待できる事業 4. 役割分担が明確かつ妥当な事業 <p>◎ 対象外とするもの◎</p> <p>ただし、上記の条件を満たす事業であっても、次に掲げる事業は提案の対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①営利を目的とするもの ②特定の個人や団体のみが利益を受けるもの ③宗教、政治、選挙活動を目的とするもの ④公序良俗に反するもの ⑤国や地方公共団体（含外郭団体）から助成を受けている事業（助成を受ける予定のものも含む。）
<p>事業期間</p>	<p>成案化として採用された事業は、市の担当部署と詳細に協議し、市が予算化し、提案の翌年度に実施することとする。協働事業の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、内容によっては審査を経て3年まで継続できることとする。</p>
<p>経費負担</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を提案する際に、役割分担を明確にし、市民団体と市がそれぞれ負担する経費を区分する。 2. 提案を募集する際、市が負担する金額について、あらかじめ限度額を設けない。 3. 採用された提案の実施事業費について、市の負担が必要となる場合には、予算の範囲内で負担する。 4. 市が負担できるものの対象経費及び対象外経費の明示をする。 （別表B（10頁）、別表C（11頁）） 5. 提案団体と市が共有する目的に対して、対等の関係で実施する事業であることから、提案団体と市は、それぞれの特性にあった経費を分担する。 <p>● 自由な発想や企画を事業に生かすために、事業を制約するような規定は設けないようにします。</p>

<p>必要書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協働事業提案書 2. 協働事業企画書 3. 協働事業収支予算書 4. 協働事業継続希望書 5. 団体の概要書 6. 団体の会員名簿 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が作成する提出書類は、簡潔でわかりやすい書式とするよう配慮が必要です。 ● 書類作成時は、成案化に向けて、提案者、事業担当課、主管課の3者において協議し、現状・課題・目的を共有し、対等な関係を持つことが大切です。
<p>審査機関及び 審査方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書類審査 ⇒協働事業提案制度担当事務局 2. ヒアリング・プレゼンテーション ⇒協働事業推進委員会と協働事業審査委員会 公開で行い、審査会において候補者を決定し市長へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 提案の審査・選考の公平性を確保するため、第三者で構成する審査委員会が、審査・選考を行う必要があります。審査の具体的なポイントについては、別表A（10頁）のとおりです。 ● 公開プレゼンテーションは、提案者にとって、提案の足かせにならないような配慮が必要です。 ● 反省や課題、評価は主観的・客観的な立場により意見が変わるので、人によって評価が変わることのないようにします。 ● 事業実施途中における事業中間報告会、事業実施後の事業成果報告会において、協働の成果と課題の検証をすることが事業評価となり、その後の制度の改善に結びつきます。 <p>◎ 協働事業推進委員会とは ◎</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市民参加及び協働推進庁内委員会の委員で構成する。 ② 協働事業の成案化及び事業化ための事務の調整をする。 ③ 提案者と事業担当課の協議の場を設定する。 ④ プレゼンテーションのアドバイスをする。 <ul style="list-style-type: none"> ● スムーズな運営を図る必要から市職員のための構成とします。

	<p>◎ 協働事業審査委員会とは ◎</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査基準の設定をする。 ② 提案内容の審査をする。 ③ 審査結果を市長へ報告する。 <p>● 各提案にあった専門性のある審査員をおき、提案内容が市民にとって有益なものであるという理解が必要です。</p>
<p>事業の決定</p>	<p>協働事業審査委員会が開催する審査会での選考結果については、市長へ報告し、採用された事業は、協働事業として決定する。提案者には結果を通知する。採用された提案者と市で協定書を締結し、事業目的、目標、役割と責任分担、経費分担等を明示する。</p>
<p>中間報告会</p>	<p>事業実施の途中経過を発表し、課題を整理する。また、当該年度で終了するか、次年度以降継続するかの判断をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己評価書の提出（協働事業実施団体及び事業担当課） <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業の成果（事業の必要性、目標達成度、費用対効果、将来性と発展性） ・協働の効果（協働の必要性、役割分担の妥当性、相乗効果、地域社会など外部への波及効果、市民力と自治力の向上） ・課題報告 <p>● 中間報告会において、制度の不具合が生じた場合、速やかに改善できるような配慮が必要です。</p>
<p>事業終了後 事業成果報告会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告書の提出（協働事業実施団体） <ul style="list-style-type: none"> ・事業概要 ・取組み状況 ・役割分担 ・収支決算書 2. 自己評価書の提出（協働事業実施団体及び事業担当課） <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業の成果（事業の必要性、目標達成度、費用対効果、将来性と発展性） ・協働の効果（協働の必要性、役割分担の妥当性、相乗効果、地域社会など外部への波及効果、市民力と自治力の向上）

	<ul style="list-style-type: none"> ・課題報告 <p>3. 事業報告会を行い、協働事業の検証をする。</p> <p>● 課題や反省点は、次年度以降の事業に反映させます。</p>
情報公開	<p>募集、プレゼンテーション、審査、事業実施、中間報告、事業成果報告会、検証等の場面において、市ホームページ等で情報公開をするなど、透明性を確保する。</p>

【アイデア提案型】

応募資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人で提案することができる。 2. 主体的にかかわる意思がある者。 <p>● 個人がアイデアを提出することにより、提案制度への市民の幅広い参画を促し、さらに市民及び行政が事業化を目指す取組みに発展することが期待できます。また、市民の自由な、柔軟な発想やひらめきを発表する機会を広げ、提案制度の普及啓発を図るため、年齢要件は設けないこととします。</p>
対象となる事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内で実施する事業であること。
申請等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年間を通じて随時募集する。 <p>● ひらめきを大切にするため、年間を通じて随時募集とします。</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協働事業アイデア提案書
アイデア公表	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協働事業審査委員会に報告し、アイデア提案として採用されたもの、採用されなかったもの、どちらも市ホームページで公表する。 <p>● 実施に至らない内容であってもアイデアを公表することによって、事業を実施する担い手や団体の募集・情報収集など、事業提案に結びつくようさまざまな可能性が期待できます。</p>

■ 手続きの流れ ■

		市民提案型	行政提案型	アイデア提案型
準備期間			<ul style="list-style-type: none"> 行政提案型のテーマを決定 	
募集期間	4月	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付 		<ul style="list-style-type: none"> 随時受付
書類提出	4月	<ul style="list-style-type: none"> 提案者は必要書類の提出 市は事前相談とアドバイスを行う。(提案内容の確認、課題の整理、情報交換など) 		
協議	5～7月	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査 提案書に基づきヒアリング 提案者と事業担当課で協議調整をする。(実施方法、事業費、役割分担など) 		
審査	8～9月	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業審査委員会による書類審査 プレゼンテーション (原則公開。審査側は、事業内容等について質問を行う。事業中間報告会も同時に行う。) 協働事業審査委員会による審査会の開催 		
決定	10月	<ul style="list-style-type: none"> 審査結果を市長へ報告する。 市長が採用する提案を決定する。 提案者に審査の結果を通知する。 協働事業を行う団体と協定書を締結する。 		
事業の実施	翌年4月	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業を実施する。 実施団体、事業担当課、主管課は定期的に進捗状況の確認と改善策の検討をする。 		
事業終了	翌々年3月	<ul style="list-style-type: none"> 実施団体は、実施収支決算書及び協働事業結果報告書等を提出する。 		
事業報告会	翌々年5月	<ul style="list-style-type: none"> 事業の成果、協働の成果、課題検証と共に、周知を図る場とする。 		

■ 審査のポイント ■

(別表 A)

①事業の必要性	公共的課題の解決や地域の活性化等について、現状が把握され市民に必要とされている事業であるか。
②公益性及び市民サービスの向上	不特定多数の市民の利益、市民サービスの向上につながる事業であるか。
③具体性継続発展性	事業計画が実行可能な方法、スケジュールに基づいて作成された事業であるか。その事業に継続性があり、自主的な活動による発展性があるか。
④適正な予算	事業内容に照らして、適正な予算の積算がされているか。
⑤協働の必要性	事業目的達成のための提案者と市との協働の必要性が明確になっているか。
⑥役割分担	提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を生かしたものであるか。
⑦協働の効果	提案者又は市が単独で行うよりも質の高い市民サービスを提供することができ、提案者・市にとってのメリットや他の地域や他者への成果の広がりが期待できるか。
⑧事業実施能力	提案者には、事業実施に必要な体制等があり、市と効率よく連携を図ることができると認められるか。
⑨事業に対する熱意	事業の実施に対する熱意があると認められるか。

■ 協働事業実施の経費 ■

対象経費の例

(別表 B)

経 費	内 容
報償費	協力者に対する謝礼
旅 費	事業の実施に必要な交通費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費
食糧費	事業の実施に必要な食材料、飲物代など
印刷製本費	広報紙・報告書・資料などの印刷やコピー代
通信運搬費	事業の実施に必要な通信費、運搬費など
手数料	各種手数料、振込み手数料など
保険料	参加者などの傷害保険料
委託料	事業の実施に必要な各種の委託料
使用料及び賃借料	会場や機器などの使用料または賃借料
原材料費	事業の実施に必要な資材などの購入費
備品購入費	事業を実施するうえで必要な備品

対象外経費の例

(別表C)

1	打ち上げや個人的な飲食費（弁当、茶菓代など）
2	参加者の交通費
3	交際費（差し入れ、慶弔費など）
4	個人の所有となる物品の購入費
5	支払ったことが明確に確認できない経費
6	実施事業に直接かかわりのない経費や社会通念上適切でない経費

5. 協働事業実施の際の課題と期待される効果

提案団体と行政が適切な協働関係を築くための課題とその効果は次のとおりです。

課 題	効 果
<p>1. 企画段階への参画 協働する双方が知恵を出し合い事業を企画する。</p>	<p>地域の抱える課題は、市民の柔軟な発想と市との協働により解決につながる。</p>
<p>2. 事業目的の共有 地域が抱える課題と事業の目的を双方が共有する。</p>	<p>特性の異なる双方が課題を共有することで、目的の共通理解と確認につながる。</p>
<p>3. 役割分担と責任の確認 役割と責任の分担など、事業の実施方法を双方が確認する。</p>	<p>双方の考え方や手法の違いの理解から、役割分担をすることは、相乗効果が期待できる。 (費用負担や責任分担等の重要な事柄は協定書に明記する)</p>
<p>4. 協働事業の実施 適切な実施方法により、それぞれの特性を發揮し事業を進める。</p>	<p>市民と市の緊密な意見交換や情報共有は、双方のノウハウを發揮し、共催・補助・助成・委託事業として特性を生かすことにつながる。</p>
<p>5. 実施後の評価と次への反映 事業実施後、事業実施者と市、第三者が評価し、評価を公表することにより得られた市民の意見を次の協働事業に反映する。</p>	<p>地域社会のニーズに対応することにより、地域社会の自立と市民自治の促進につながる。 また、検証したものを内容公開することにより、評価の透明性と公平性の確保が市民の理解と参加意欲の促進につながる。</p>
<p>6. 実施プロセスの公開 企画段階への参画から事業実施後の評価に至るまで、プロセスを情報公開し、説明責任を果たす。</p>	<p>情報の公開は、協働事業への信頼を高め、協働の基盤づくりにつながる。</p>

おわりに

市民懇談会では、活発な意見交換が行われ、「協働事業提案制度」についての共通の理解が図られました。一番のポイントは「参加しやすい環境、システムを構築することで参加層の広がりが期待できる」ということです。また、市民の力の一つ一つは小さくても、結集することで大きな力になります。これからのまちづくりには、地域・団体の代表者の声だけでなく、「市民の小さな声」に耳を傾けることも大切です。

この制度は、提案から事業終了まで最短でも2年を要する長期的事業計画であることから、提案をする市民にとってはハードルが高いと思われがちです。それらを払拭できるよう、時間をかけて様々な方法で制度を市民に馴染ませ、制度スタートのタイミングを見図り、柔軟性のある行政の対応で提案をくみ上げ、気軽に市民がチャレンジできる制度とすることを切に願います。

<附属資料>

(1) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会設置要綱

平成16年9月29日

告示第175号

(設置)

第1条 富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の提案を求めるため、市民参加及び協働推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民懇談会の所掌事務は、本市の市民参加及び協働のまちづくりの推進に関する提言を行うこととする。

(組織)

第3条 市民懇談会は、おおむね10人の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、推薦又は公募によるものとし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民懇談会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、市民懇談会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 市民懇談会の庶務は、自治振興部協働推進課において処理する。

(平19告示79・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年9月29日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第79号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第100号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会委員名簿

(任期：平成23年8月1日～平成25年7月31日)

役職	氏名	所属団体分野等
委員長	岩田 仁	生涯学習関係
副委員長 (前期)	河原井 淳子 *	NPO 関係
副委員長 (後期)	島谷 利香	公募
委員	清水 実	地域コミュニティ関係
委員	高橋 さかえ	男女共同参画関係
委員	有賀 輝彦	青少年・子ども健全育成関係
委員	小寺 ひろ美	市民ボランティア関係
委員	池田 拓也	産業関係
委員	野崎 義文	公募
委員	吉原 智博	公募

*河原井 淳子委員は任期途中で退任されました。

(3) 富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会開催状況

	開催日	内容
第1回	平成23年8月3日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長及び副委員長の互選 ・ 平成22年度における審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調書報告 ・ 平成23年度審議会等の公募委員及びパブリックコメントの募集状況について ・ 今期のスケジュールと協議内容について
第2回	平成23年11月15日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の設置状況に関する調書報告 ・ 市民参加・協働事業の取組み状況報告 ・ 市民活動支援のあり方『市民活動センターについて』 ・ 市民提案・市民発議の方法『協働事業提案制度について』
第3回	平成24年2月6日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動支援のあり方『市民活動センターについて』 ・ 市民提案・市民発議の方法『協働事業提案制度について』 ・ 平成24年度のスケジュールについて

第4回	平成24年5月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調書報告 平成24年度審議会等の公募委員及びパブリックコメントの募集状況について 今期のスケジュールと協議内容について 市民活動支援のあり方『協働事業提案制度について』
第5回	平成24年7月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業提案制度導入に向けた検討スケジュール 協働事業提案制度について(第1回検討) 協働事業提案制度の再確認と導入の意義 提案方法の特定 提案事業の要件特定
第6回	平成24年9月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業提案制度について(第2回検討) 第1回検討案のまとめ 提案事業の公募方法 提案事業の審査方法 提案事業実施の際の課題
第7回	平成24年11月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の設置状況に関する調書報告 市民参加・協働事業の取組み状況報告 協働事業提案制度について(第3回検討) 第2回検討案のまとめ 行政からの支援方法 提案事業終了後の処理方法
第8回	平成25年3月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業提案制度について(まとめ) 『富士見市の協働によるまちづくり事業の推進に向けた提言書～協働事業提案制度について～』(案)について 平成25年度のスケジュール確認
第9回	平成25年5月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度における審議会等の開催状況及びパブリックコメントの実施状況に関する調書報告 平成25年度審議会等の公募委員及びパブリックコメントの募集状況について 協働事業提案制度について(最終確認) 今期の協議内容とスケジュールについて